

令和5年度第2回受動喫煙防止対策専門部会における意見への対応

	素案 P	素案（案）の項目	提出者	意見内容	対応
1	P4	第7 3飲食店における禁煙 表示について	北海道生活衛 生同業組合連 合会 細貝事務局長	追加された内容（既存や新規飲食店への周知）については記載のとおりで良いと考えますが、今後、膨大な数の飲食店に実際にどのように進めるのか、方向性をお聞かせいただければ幸いです。	既存の飲食店をはじめ、新たに開業した飲食店に対して、禁煙ステッカーを交付するほか、保健所主催の講習会や巡回指導、関係団体にもご協力いただきながら、条例の趣旨や内容等について、引き続き周知を図ります。 (施策の推進に反映)
2	P7-8	第8 法と連動した受動喫煙 防止の取組の推進 <取組の内容> 適切な分煙環境の整備 ※P7～8	日本たばこ産 業株式会社 北海道支社	<適切な分煙環境の整備について> ・本プランの趣旨に記載のある「適切な分煙環境の整備」がなされていない現況を鑑み、適切な分煙環境の整備の促進に向け、以下内容を検討頂きたい。 ・基礎自治体179市町村に対し、総務省通知における地方たばこ税の活用による適切な分煙環境の整備を図ることの周知の徹底。	道では、随時、地方たばこ税を活用した屋外分煙施設等の整備について、市町村へのメールマガジン等を通じ周知を行っており、引き続き、制度の情報提供に努めます。(施策の推進に反映)
3	P8	第9 その他の取組 <取組の内容> サードHANDSモーク への対応	尾崎部長代理	<サードHANDSモークへの対応> ・健康影響について断ずる科学的エビデンスがない現時点において、道民等に制限、制約を課すべきではないと考える。 ・エビデンスが確立されていない現時点においては、「新しい概念であり、研究はまだ少なく、健康影響もまだ明らかになっていない」為、事実に限った情報の周知に留めるべきである。	サードHANDSモークという概念があること、健康影響の有無について国において、まだ明らかにされていないことを踏まえ、中立的な立場で、誤解を与える表現とならないよう留意し、引き続き、情報提供に努めます。 (施策の推進に反映)